

山口県報

令和5年
1月6日
(金曜日)

目 次

- 告示
救急病院の認定（医療政策課）
- 公告
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）



山口県告示第一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年一月六日

名 称	所 在 地	山口県知事 村岡 嗣 政
山口県済生会山口総合病院	山口市緑町二番一―号	令和八、一、三二
総合病院山口赤十字病院	八幡馬場五三の一	〃
医療法人社団曙会佐々木外科病院	〃 泉都町九番一―号	〃
医療法人社団水生会柴田病院	〃 大内矢田北五丁目一―番二―号	〃

山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一総合病院	〃	小郡下郷八六二の三	〃
林病院	〃	七五一の四	〃
医療法人社団向陽会阿知須同仁病院	〃	阿知須四二四一の四	〃
医療法人神徳会三田尻病院	〃	防府市お茶屋町三番二七号	〃
医療法人社団松友会松本外科病院	〃	天神二丁目一番四四号	〃
医療法人康淳会緑町三祐病院	〃	緑町一丁目五番二九号	〃
医療法人博愛会山口博愛病院	〃	お茶屋町二番二―号	〃



(一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年一月六日

一 開発区域に含まれる地域の名称	山口県知事 村岡 嗣 政
下松市南花岡二丁目	〃
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名	〃
周南市梅園町一丁目二四番地 有限会社ムラセ商事	〃

令和五年一月六日印刷

発行人所

山口県知事庁